



# ほうかつだより



前回反響をいただいた

令和5年度冬号

成年後見制度についてもう少し分かりやすく

お話します。

## 任意後見制度

- イ) 自分の意思で、
- ロ) 将来、判断能力が不十分となった場合に備え、
- ハ) もしも判断能力が低下した際に、自分の代理人として代わりにしてもらいたいことを、
- ニ) 事前に契約で内容や代理人（選定後見人）を決めておく制度です。
- ホ) 契約は“公正証書”によって作成しなければなりません。窓口は公証役場になります。

## 法定後見制度

- イ) 本人の判断能力が不十分になってしまい、
- ロ) 財産管理や契約など本人自身ではできなくなったために、
- ハ) 本人に代わって執り行う代理人（成年後見人）を裁判所に選任してもらう制度です。
- ニ) なお、本人の判断能力に応じて「**補助人**」「**保佐人**」「**後見人**」に区分されます。
- ホ) 基本、**親族**が申請（申立て）をすることになります。

前回掲載（令和4年秋号バックナンバー）  
をご覧になりたい場合はインターネットにて。

柳川市 地域包括支援センター

検索



大変申し訳ありませんが、**任意後見制度の流れ**は、紙面の都合上カットします。  
ここでは、**法定後見制度の流れ**を説明します。  
まず、申請（申立て）ができる**親族**の範囲は…

◎本人・本人の配偶者・**四親等内**の親族



本人でも申請可能ですが、そもそも本人の判断能力が低下していることから、本人以外の親族が行う場合がほとんどです。ちなみに、弁護士や司法書士に書類作成を依頼することもできます

本人の親 子・孫・ひ孫  
 祖父母 兄弟姉妹 甥姪  
 おじおば いとこ  
 本人の配偶者の親・子・  
 兄弟姉妹

## 後見人が選定されるまで（法定後見制度）

- 1 家庭裁判所に申請(申立て)  
必要書類を揃え(右記参照)、本人がいる現住所地を所轄する家庭裁判所に申し立てる。
- 2 申立人・候補者との面談(裁判所にて)  
主に、本人との関係や申立理由など申立書に書かれていることの確認。
- 3 本人の意向等の調査・親族への意向照会  
裁判所から、4親等内の親族に申立てがあっている旨の知らせと申立てに対する同意確認の知らせが行きます。
- 4 (必要時)医師による本人の判断能力の鑑定  
実際に鑑定があることは稀ですが、さらに本人の判断能力を確認する必要があるときに行われます。費用は¥5万~10万程度かかります。
- 5 裁判官による後見等開始・後見人等選任の決定  
後見人は裁判所が選定しますので、必ずしも申立者が希望する方にはならないこともあります。
- 6 後見等の開始  
申立てから決定までに1~3か月ほどかかります。

### 申請書類

- ① 申立書
- ② 診断書
- ③ 申立事情説明書
- ④ 本人情報シート
- ⑤ 親族関係図
- ⑥ 親族の意見書
- ⑦ 財産目録・相続財産目録
- ⑧ 収支予定表
- ⑨ 戸籍謄本
- ⑩ 住民票
- ⑪ (後見等が)登記されていないことの証明書
- ⑫ 財産・収支の資料



### 家庭裁判所

福岡家庭裁判所  
柳川支部  
柳川市本町4  
0944-72-3121

申請書類入手方法 → 最寄りの家庭裁判所でもらうか、裁判所のホームページよりダウンロードもできます

法定後見申立や手続きのご案内

### ◎裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

手続きの説明のほか、最寄りの家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。

<http://www.courts.go.jp/koukenp/>

後見ポータルサイト

検索



### ◎申立てに係る費用(目安)

・診断書(～10,000円) / 戸籍謄本・住民票(数百円～) / 後見未登記証明(数百円) / 収入印紙(～5,000円) / 切手(～4,480円)

### ◎後見開始後の後見人への報酬

本人の財産(+収入)に応じて家庭裁判所が報酬額を定めます。



(この便りのお問い合わせ)

### 柳川市地域包括支援センター

柳川市三橋町正行 431 番地  
三橋庁舎 1 階 5 番窓口

☎0944-75-6321